

「共謀罪」で社会は

「共謀罪」の成立要件を改め、「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法。罪を犯していなくても、計画段階での処罰が可能になる。プライバシーの侵害を懸念する声が国連特別報告者からも出た改正法は日本をどう変えるのか。どうすれば、当局による乱用を防ぎ、「監視社会」化を食い止めることができるのか。

政府「条約締結に必要」

政府は国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結するために国内法の整備、つまり今回の組織犯罪処罰法の改正が必要だと説明してきた。TOC条約は薬物や銃取引、人身売買などの国際組織犯罪に対する各国の連携を深めるため、組織的な犯罪団体の活動への「参加」や、重大犯罪の「合意」などを処罰する法的枠組み。2000年の国連総会で採択され、187カ国・地域が締約。日本は署名後、03年に国会で承認したが、まだ批准していない。

論点

「共謀罪」が社会に与える影響を考えるに当たっては、成立した法律を単体で見るとはならず、捜査当局に現状で与えられている権限を同時に考慮する必要がある。昨年5月に刑事訴訟法が改正され、立会人なしでの通信傍受や、他人の犯罪事実を明らかにするなどした容疑者の起訴を見送る司法取引（協議・合意制度）が可能になった。権限が拡大する流れに、「共謀罪」が加わることで、警察はより強力な権力を手にすることになる。乱用を懸念するのは自然なことだ。

政府は「組織的犯罪集団」と「実行準備行為」を要件に加えたことを根拠に「一般人に捜査が及ぶことではない」とする。だが、現状より前倒しで捜査が実施されることになる。メールのチェックなど監視型の捜査は避けられない。法律の成立を受け、室内盗聴など現在は認められていない捜査手法までも合法化する動きが強まる恐れがある。

刑事裁判の本来の目的は犯罪行為に適切な処罰を下すことだ。ただ、そもそも逮捕時や起訴後に裁判所のチェックを受ける事件は一部にすぎない。「共謀罪」ができれば、警察は起訴できない場合でも捜査対象者らの個人情報収集する目的を果たせる。公安事件で

白取 祐司

神奈川大法務研究科教授



しらとり・ゆうじ
1952年生まれ。北海道大学院博士後期課程修了。法学博士。北海道大名誉教授。専門は刑事訴訟法。フランスの刑事法制にも詳しい。著書に「刑事訴訟法の理論と実務」「フランスの刑事司法」など。

監視型捜査で市民活動萎縮

は従来、逮捕しても起訴せずに釈放するような事例があったが、公安警察を強化する根拠法が新たにできたと言える。監視型の捜査が可能なる環境が整うだけでも、権力に反対する市民活動を萎縮させる「効果」もある。

「共謀罪」を治安維持法になぞらえる向きもあるが、民主主義社会の現代で直ちに思想信条の弾圧につながると思わない。だが、特定秘密保護法とセットで考えた場合、情報や権力が時の政権に集中する法体制になったと、間違いないと言える。「共謀罪」が米軍基地反対運動などの取り締まりに使われるようなことがあってはならない。法律の使い方方を誤れば、冤罪という最悪の結果にもつながりかねない。

乱用を防ぐためには国民が権力を厳しくチェックするしかない。だが、正しい情報がなければ国民は判断のしようがない。国民の知る権利に応え、権力がどう行使されているかを伝えるために、メディアが果たす役割は、これまでもより大きくなるはずだ。

政府は国際組織犯罪防止条約（TOC条約）に加盟するために「共謀罪」が必要だと主張してきたが、条約はマフィアなど経済的利益を得ようとする犯罪組織を対象にしているとされる。有害無益な法律なのに、政府は条約が本来求めているテロ対策を前面に出して世論の批判をかわし、拙速な議論のまま成立を目指した。1999年に通信傍受法が成立した時も盗聴の乱用が懸念されて議論が対立したが、与野党が互いの意見に耳を傾け通信傍受の実施状況を国会に報告する規定が加わった。今回は与野党に歩み寄る姿勢がまったく見えず、どう歯止めをかけるのかという議論がないままだった。そもそも、国民に説明しようという姿勢が政府にあったのか疑問だ。数で押し通す姿勢に失望している。【聞き手・島田信幸】